

八千代市土木工事施工管理基準

2020. 4. 1

八千代市

□ 八千代市土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、八千代市土木工事共通仕様書第1編1-1-23「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1. 目的

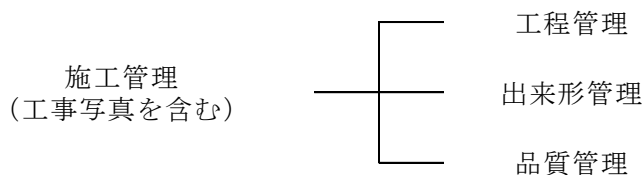
この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この管理基準は、八千代市が発注する土木工事について適用する。

ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工程管理を工事内容に応じた方式（ネットワーク（PERT）又はバーチャート方式など）により作成した実施工程表により行うものとする。ただし応急処理、又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表又は出来形図

を作成し管理するものとする。ただし、測定数が5点未満の場合は出来形成果表のみとし、出来形図の作成は不要とすることができる。

(3) 品質管理

1. 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、品質管理図表を作成するものとする。ただし、測点数が10点未満の場合は品質管理図表の表のみとし、同図表の図（管理図）の作成は不要とする。

この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種(イ)、(ロ)の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

(イ) 路 盤

維持工事等の小規模なもの。(施工面積が 200 m²以下のもの)

(ロ) アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの。(同一配合の合材が 50t 未満のもの)

2. 受注者は、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁（高さ 2.5m を超えるもの）については、鉄筋コンクリートに準じるものとする。

6. 規 格 値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7. そ の 他

(1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

(2) 3次元データによる出来形管理

土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定によるものとする。

また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出

来形管理要領（舗装工事編）（案）」，「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」，「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定によるものとする。

河川浚渫工においては，3次元データを用いた出来形管理を行う場合は，管理基準のほか，「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」または「施工履歴データを用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」の規定によるものとする。

なお，ここでいう3次元データとは，工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

(3) 施工箇所が点在する工事

施工箇所が点在する工事については，施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお，これにより難しい場合は，監督職員と協議しなければならない。

□ 出来形管理基準及び規格値

千葉県出来形管理基準（最新版）及び規格値（最新版）を準用する。

□ 品質管理基準及び規格値

千葉県品質管理基準（最新版）及び規格値（最新版）を準用する。

□ 八千代市土木工事写真管理基準

1. 八千代市土木工事写真作成要領
〔別紙による〕
2. 撮影箇所一覧表
〔千葉県／撮影箇所一覧表（最新版）を準用する〕
3. 品質管理写真撮影箇所一覧表
〔千葉県／品質管理写真撮影箇所一覧表（最新版）を準用する〕
4. 出来形管理写真撮影箇所一覧表
〔千葉県／出来形管理写真撮影箇所一覧表（最新版）を準用する〕

□ その他の管理基準

1. 護岸用コンクリートブロックの製作管理基準

千葉県護岸用コンクリートブロックの製作管理基準（最新版）を準用する。

2. 消波根固ブロックの製作管理基準

千葉県消波根固ブロックの製作管理基準（最新版）を準用する。

3. 品質管理図表及び出来形管理図表

千葉県品質管理図表及び出来形管理図（最新版）を準用する。